

平成28年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省28-5-4)

政策名	5 エネルギー・環境	施策名	5-4 環境			
施策の概要	<p>○地球温暖化対策 全ての主要排出国が参加する公平で実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際交渉に取り組むとともに、「美しい星への行動(ACE2.0)」を着実に実施する。官民併せた途上国支援、革新的環境エネルギー技術の開発、二国間クレジット制度(JCM)等を通じた優れた低炭素技術の海外展開を推進する。また、環境に配慮した事業活動の促進等により、経済と両立する形でしっかりと取り組む。</p> <p>○資源循環の推進、環境負荷の改善 資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>					
達成すべき目標	<p>○国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づく2020年までの3.8%以上(暫定)削減目標を達成する(暫定)。 ○我が国の約束草案(温室効果ガス排出削減目標)に掲げた2030年度26%削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、同計画に基づき地球温暖化対策を着実に実施する。 ○「攻めの地球温暖化外交戦略」を推進し、地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を継続させる。 ○環境と経済が両立した経済社会(環境調和型経済社会)の構築をする。 ○廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進することで、資源の有効な利用の促進を図る。 ○産業界の取組の状況や社会全体で要するコストを踏まえた合理的な環境規制を通じ、環境負荷物質の排出を抑制し、環境を保全する。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,726	15,470	13,240	13,048
		補正予算(b)	▲ 6	0	▲ 4	-
		繰越し等(c)	4,588	2,821	▲ 2,037	
		合計(a+b+c)	20,308	18,291	18,291	
執行額(百万円)	18,516	12,179	10,608			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日) ○第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)</p>					

		施策の進捗状況(実績)					目標値	達成		
測定指標	1 地球温暖化対策の推進	<p>・パリ協定の実施指針策定に向けた交渉に参加し、公平かつ実効的なルール作りに向け寄与した。</p> <p>・平成28年度中においてフィリピンとJCM構築のための二国間文書に署名し、署名国を17カ国まで増加させた。また、JCMの合同委員会では、モンゴル、エチオピア、ケニア、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、チリ、ミャンマー及びタイで1回ずつ、合計11回開催した。</p> <p>・平成28年10月5日、6日に第3回ICEFを開催し、革新的な低炭素技術の開発・普及に向けたビジョンについて本会議や分科会にて議論を行った。ICEFでの議論を踏まえ、COP22のサイドイベント等にて発表を行い、エネルギー・環境技術イノベーションに取り組む機運を醸成した。</p> <p>・COP21の結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部で決定した「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針」(平成27年12月22日)に基づき、2030年度の削減目標を達成するための対策・施策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に閣議決定した。</p> <p>・産業部門においては、産業界における対策の中心的役割を果たすものと位置づけられている「低炭素社会実行計画」についてフォローアップを行い、2020年度・2030年度目標達成に向けた進捗状況の点検に加え、業界や部門の枠組みを超えた主体間連携による削減貢献、優れた技術や素材の普及等を通じた国際貢献、革新的技術の開発や普及に係る取組の深掘りを実施した。</p> <p>・2020年までの提出が求められている「長期低排出発展戦略」については、産官学からなる「長期地球温暖化対策プラットフォーム」を平成28年7月に立ち上げ、2030年以降の長期の温室効果ガス削減に向けて、論点を整理するとともに、海外の実態などのファクトを洗い出して、議論を進め、平成28年12月に①イノベーション、特に革新的技術による解決を追求すること、②国内投資を促し、国際競争力を高めること、③国民に広く知恵を求めるところを柱とする中間整理を行った。</p>					28年度	達成		
			<p>着実な施策の実施(※)</p> <p>※具体的には以下を実施予定①パリ協定実施のための交渉に寄与する②我が国と相手国で構成するJCMの合同委員会等の開催③ICEFの開催(COP21決定・パリ協定の実施に向け、エネルギー・環境技術のイノベーション促進に向けた国際連携・国際共同開発を推進)④地球温暖化対策計画に基づいた施策を実行する等</p>					達成		
	2	2030年度において2013年度比温室効果ガス26%削減	基準値	実績値				目標値	達成	
			25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
			14.8億トン	0%	▲ 8%	▲ 10%	集計中	-	▲26%	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

		施策の進捗状況(実績)		目標値	達成
				28年度	
3	資源循環の推進、環境負荷の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法について、平成28年5月に産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合においてとりまとめた報告書に基づき、各種制度見直しを実施している。 ・小型家電リサイクル法に関して、再資源化等事業者の認定を行うとともに、産業構造審議会(産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電WG)において、同制度の現状・課題の議論・整理を行い、小型家電リサイクルの推進を図っている。 ・アジアにおいて適正な資源循環システムを構築するため、平成28年度より「省エネ資源循環システムのアジア展開に向けた実証事業」において、実現可能性調査2件を実施している。 ・VOC排出抑制の意義やメリットなどを事業者向けに周知するため、VOC排出抑制セミナーを6件開催した。さらに、産構審産環小委を開催し、自主的取組の状況について、フォローアップを行った。 ・バーゼル法に基づく輸出入の承認について、平成28年度は372件の審査を実施した。また、同法に基づく移動書類について、平成28年度は2161件の審査を実施した。中央環境審議会・産業構造審議会合同会議において、バーゼル法見直しの方向性について検討し、平成29年1月31日に報告書を取りまとめた。また、同報告書の内容を盛り込んだ法改正案を平成29年3月10日に第193回通常国会へ提出した。 ・公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者への財政投融资措置について、貸付対象に、新たにPCB廃棄物対策を加え、適用期限を1年間延長した。 		着実な施策の実施(※) ※具体的には以下を実施予定①容器包装リサイクル制度の見直しに関し、中央環境審議会と産業中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議における施行状況の点検等を踏まえ、必要な措置を講じる②小型家電リサイクル制度を総合的かつ計画的に推進するため、産業構造審議会ワーキンググループ等におけるフォローアップを実施し、必要な措置を講じる③アジアにおいて適正な資源循環システムを構築するために、政策対話や実現可能性調査等を実施する④揮発性有機化合物(VOC)セミナーを5件以上開催するとともに、産構審産環小委を開催し、特有の自主的取組みのフォローアップを行う⑤バーゼル法に基づく輸出入の承認の審査及び移動書類の写しの送付を円滑に実施する⑥財政投融资措置の適用期限を延長する	達成

1	年間のJ-クレジット認証量(経済産業省予算相当分)(万t-CO2)	基準値	実績値						見込み
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	平成32年度までの累計認証量	
	年度ごとの目標値	31.2	51.5	121.2	-	-	-	160.3	
2	二国間クレジット制度の署名国数	基準値	実績値						見込み
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平成28年時点の署名国数	
	年度ごとの目標値	2	8	16	17	-	-	16	
3	資源生産性	基準値	実績値						目標
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度
	25万円/トン	39	38	38	38	集計中	集計中	46万円/トン	
4	循環利用率	基準値	実績値						目標
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度
	約10%	15	15	16	16	集計中	集計中	17%	
5	最終処分量	基準値	実績値						目標
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度
	約56百万トン	17百万トン	18百万トン	16百万トン	15百万トン	集計中	集計中	17百万トン	

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月のCOP22において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」の詳細ルールに関する交渉に参加し、公平かつ実効的なルール作りに寄与する形で、2018年までに実施指針策を策定すること等を決定した。 ・二国間クレジット制度(JCM)については、平成29年1月にフィリピンとJCM構築のための二国間文書に署名し、署名国を17カ国まで増加させ、優れた低炭素技術の途上国への普及を促進する仕組みを拡大した。 ・平成28年度のJ-クレジット認証量は前年度を上回り、約120万t-CO2となり、成果目標を大幅に上回る実績となり、業界や部門の枠組みを超えた主体間連携による削減に貢献した。 ・約束草案における2030年度における2013年度比の温室効果ガス排出量を26%削減については、平成28年度実績値がないため現段階では評価出来ない。しかしながら、平成26年度及び平成27年度の実績では排出削減割合が8%から10%に増えており、目標値に向けて着実に推移している。 (注)2020年度3.8%削減目標(2005年度比)については、平成25年度 0.1%、平成26年度 ▲2.5%、平成27年度 ▲5.3%となっており、すでに達成している。 ・資源循環の推進については、平成28年度分の実績値がないため、現段階では評価できない。しかしながら、平成26年度の実績では、資源生産性は平成12年度に比べ約52%上昇し、循環利用率については平成12年度の約10%から15.8%に上昇。また、最終処分量については平成12年度に比べ約74%減少しており、資源生産性、循環利用率、最終処分量のいずれも目標値に向け順調に推移している。
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に係る国際交渉において、「パリ協定」の公平性・透明性向上に向けたルール作りが必要との立場を繰り返し発信し、こうした実効性向上に向けた指針を2018年までに策定すること等が決定された。 ・COP21の結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部で決定した「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針」(平成27年12月22日)に基づき、2030年度の削減目標を達成するための対策・施策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に閣議決定した。 ・産業部門においては、産業界における対策の中心的役割を果たすものと位置づけられている「低炭素社会実行計画」についてフォローアップを行い、2020年度・2030年度目標達成に向けた進捗状況の点検に加え、業界や部門の枠組みを超えた主体間連携による削減貢献、優れた技術や素材の普及等を通じた国際貢献、革新的技術の開発や普及に係る取組の深掘りを実施した。 ・資源循環の推進については、各リサイクル法等の着実な執行、及び実証事業の推進により、3Rの着実な推進が図られた。今後とも、各リサイクル法等の着実な執行及び制度見直し、及び実証事業による先進的事例の創出等により、一層の3Rの推進を図る必要がある。 ・環境負荷の改善については、財政投融资において、公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者への支援を着実に実施。平成28年度は、61件の財政投融资の利用があり、本支援に対する多くのニーズが存在している。また、VOC排出抑制に係る自主的取組では、VOC排出量を平成12年度比約6割削減しており、平成29年度から新たに燃料小売業が自主的取組に参加することとなるなど着実にその抑制のため取組を進めている。さらに、パーゼル法に基づく有害廃棄物の輸出入管理については、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図るための制度改正を着実に進めている。 ・温暖化対策の推進の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると考えられる。 <p>次期目標等への反映の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動交渉については、主要国の参加を得つつ、パリ協定の実効性の確保を目指す。交渉状況等を踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。 ・地球温暖化対策計画に位置付けられた個別の対策・施策を着実に実施し、指標に基づいた進捗管理を行う。 ・産業部門においては、引き続き低炭素社会実行計画を対策の柱とし、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施する。 ・資源循環の推進については、循環型社会の形成に向けて3R施策(リデュース、リユース、リサイクル)を引き続き推進し、資源生産性や循環利用率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。 ・環境負荷の改善については、経済活動と環境保全の両立を図る合理的な規制を通じ環境負荷物質の排出抑制に引き続き取り組み、環境基準の達成率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価の在り方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期地球温暖化対策プラットフォーム中間整理案」(平成28年12月26日経済産業省報道発表) ・「2015年度(平成27年度)の我が国の温室効果ガス排出量(確報値)」(平成29年4月環境省報道発表) ・「地球環境小委員会 中央環境審議会 地球環境部会 低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会」(平成27年11月18日) ・「平成26年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について」(平成28年3月中央環境審議会) ・「平成25年度 大気汚染状況について(お知らせ)」(平成27年5月14日環境省報道発表) ・「平成25年度公共用水域水質測定結果について(お知らせ)」(平成26年12月26日環境省報道発表) 		
担当部局名	産業技術環境局環境政策課	政策評価実施時期	平成29年8月